

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、当社は経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の構築及び経営の透明性の確保が重要な経営課題であると考えております。

また、当社は従来より信頼第一主義を経営の基本方針としており、今後とも株主、取引先、地域社会、従業員等の様々な利害関係者からの信頼をより多く得られるよう努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
小口 英器	1,350,000	42.85
グリーンコア株式会社	300,000	9.52
オーウイル従業員持株会	154,200	4.89
株式会社伊藤園	90,000	2.85
青柿 年英	52,000	1.65
加賀電子株式会社	44,000	1.39
小口 八穂子	36,000	1.14
陣野 重正	33,000	1.04
株式会社みずほ銀行	30,000	0.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	30,000	0.95

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	100人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社には豊富な知識、経験等を有した6名の取締役があり、各取締役が業務を分掌し、相互の監視、抑制のもと、経営において適切な判断ができる体制が整っております。また、経営に対する社外のチェックという観点では、2名の社外監査役による監査を受けており、経営の監視機能の面では、客観的であり十分に機能する体制が整っていると判断しているため、現時点では社外取締役は選任しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

四半期監査や期末監査時には、講評の説明を受け、また監査役会監査報告書を提出し、面談を通じてアドバイス等を受けたり、意見交換を行うことにより、連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

年間の内部監査計画立案の際に、スケジュールや監査項目の選定及び頻度等について助言しております。また、四半期毎の内部監査実施前には、検討会にも出席し、内部監査実施後に報告を受けることにより連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
廣田 哲治	公認会計士									
霞 信彦	学者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
廣田 哲治	――	公認会計士として培われてきた知識、経験等があり、独立性も高いことから、経営に対する監査機能を強化することを目的に選任しております。
霞 信彦	当社独立役員	当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当しておらず、且つ、法学博士として培われてきた知識、経験等があることから、当社の独立役員に適任であると判断し、選任しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

各取締役は、自らの職責を十分認識のうえ、株主価値の向上に取り組んでおり、現時点では、報酬面でのインセンティブ付与の必要性は薄いものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成20年3月期の取締役及び監査役に対する報酬金額は以下のとおりであります。

取締役に対する年間報酬総額	128,700千円
監査役に対する年間報酬総額	7,800千円
社外監査役に対する年間報酬総額	2,700千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、監査役会の招集事務、議事録の作成その他監査役会の運営に関する事務及び、重要な事項等につきましては、社内の常勤監査役が基本的に行っておりますが、同時に経営企画室の内部監査担当者がサポートに回り常勤監査役と連携をはかりながら、社外監査役と情報及び意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社の経営の意思決定と業務執行は、株主総会で選任された取締役が取締役会にて行われる決議によっております。

取締役は取締役会規程により定められた事項の意思決定並びに業務を行っております。取締役会は毎月1回定期的に行われており、それに加えて必要ときには、臨時に行われております。取締役会において代表取締役が選任され、その代表取締役のもと、役付取締役(専務、常務)、取締役が業務を分掌しております。

取締役会により、各取締役は分掌業務の報告を行うとともに、取締役相互の監視、抑制を行っております。

監査機能としましては、株主総会で選任された監査役が監査役会を設置、監査役会規程に基づき、毎月1回定期的に監査役会を開催し、取締役を監視、監督しております。

また、監査機能の強化として、社外監査役を登用し、社外からの監視、監督も行っております。

なお、取締役並びに監査役の報酬の決定方法については、株主総会にて取締役及び監査役の各々の総枠を決定し、個々の取締役及び監査役の報酬に関しては取締役会並びに監査役会にて選出された議長に一任しております。

当社の会計監査業務はあずさ監査法人に委嘱しており、業務執行社員は長澤正浩及び野口昌邦となっております。また、監査業務に関わる補助者の構成は公認会計士2名、他13名となっております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	四半期毎に決算情報を掲載しております。また、決算情報以外の適時資料、有価証券報告書・四半期報告書等についても、随時更新しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室がIR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の役員及び従業員は、「コンプライアンス憲章」に則り行動することにより、社会からのご期待に応え、一層信頼される企業づくりに努めております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムの基本方針>

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社はコンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置付け、コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス憲章」「コンプライアンス規程」等に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制とする。
監査役は「コンプライアンス憲章」「コンプライアンス規程」並びに監査役会が定めた監査方針のもと、業務執行状況の調査等を行い、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は法令及び社内規程に従い、情報については十分な注意をもって保存・保管に努める。常時、閲覧可能な状態を維持し、運用状況の検証、各規程の見直しを行う。具体的には、取締役会・各種委員会の議事録や関連資料、決算関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社の事業活動の遂行に関するリスクについては、管理本部を中心に全社連携によるリスクマネジメント体制を基本とする。
当社は、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアルの制定・配布等を行い、損失の危機を予防・回避する。リスクが顕在化し、重大な損害の発生が予測される場合は、代表取締役社長が指揮する緊急対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、「取締役会規程」「組織管理規程」「職務権限規程」等の規程に基づき、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定め、取締役の職務執行の効率性を確保する。
取締役会については「取締役会規程」に基づき運営され、毎月1回以上これを開催することを原則とする。取締役会では意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、必要に応じて顧問弁護士及び監査法人等より専門的な助言を受ける。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス憲章」「コンプライアンス規程」に基づき、その推進を図る。
経営企画室(内部監査人)が、「内部監査規程」に基づき、各部門における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施し、使用人の職務執行が法令及び定款に適合するための体制とする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、経営企画室(内部監査人)所属員に監査業務に必要な事項を指示・命令することができるものとし、その結果を監査役会に報告する。
- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より、監査業務に必要な命令を受けた同所属員は、その命令に関して、代表取締役社長および経営企画室室長の指揮・命令を受けないこととする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告をすることとする。具体的には、取締役会、経営会議等への監査役の出席について規定するとともに、社長決裁稟議書等の監査役への回覧、内部監査結果の報告等の体制を整備する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は「監査役会規程」に基づき、監査を行う。監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、経営企画室(内部監査人)および会計監査人と定期的に情報交換を行い、重要な情報を共有できるようにする。

<内部統制システムの整備状況>

- (1) 会社の基本機関
 - a. 取締役会は、定例取締役会を毎月開催すると共に必要に応じて随時開催しております。社外取締役はおりませんが、取締役会には監査役が出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行の妥当性、効率性を検証するなどの経営監視を行っております。
 - b. 取締役会メンバーに加え、管理職が出席する全体会議を毎月開催しております。当会議においては、各業務担当責任者である管理職が日常の業務執行の状況を報告すると共に、重要な経営課題について検討しております。
 - c. 当社は、監査役会制度を採用しております。監査役は、監査役会が定めた監査の方針・業務の分担等に従い、取締役会への出席、業務や財産の状況の調査を通じ、取締役の職務遂行の監督を行っております。また、内部監査担当である経営企画室及び会計監査人と連携をとり、会計監査の有効性、効率性を高めております。
- (2) コンプライアンス体制の整備
当社は、コンプライアンスの充実を図るために、「コンプライアンス憲章」「コンプライアンス規程」を定めており、またコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会のメンバーに弁護士を加えてコンプライアンス体制の強化を図っております。
- (3) 適時開示体制の整備
当社は、株主・投資家、ステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価を得るために、会社法、金融商品取引法、その他の法令及び株式会社ジャスダック証券取引所の「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示に関する規則」(以下「ディスクロージャー規程」)に従い、株主・投資家、ステークホルダーに対し、

正確な会社情報の公正かつ適時・適切な開示を以下の通り行っております。

- a. 経営関連情報の報告体制
当会社各部署が、業務を遂行する上で入手した当会社の経営関連情報を、ディスクロージャー担当部署に報告
- b. ディスクロージャー担当の部署
経営関連情報は各部門長からディスクロージャー担当部署へ適時報告、ディスクロージャー担当部署において一元的に管理
- c. ディスクロージャー会議
ディスクロージャー担当部署に報告された経営関連情報が、開示すべき重要事実等に該当するか否かを審議する機関としてディスクロージャー会議を設置
- d. 取締役会
ディスクロージャー会議の決定事項のうち、ディスクロージャー担当部署が重要と判断したものは取締役会に報告
- e. 経営関連情報の開示方法
経営関連情報の投資家への情報開示は、経営企画室室長もしくは経営企画室室長の指名する者が行う

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない為に、以下の事項を掲げております。

- (1) 組織としての対応
- (2) 外部専門機関との連携
- (3) 有事における民事と刑事の法的対応
- (4) 取引を含めた一切の関係遮断
- (5) 資金提供の禁止

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

- (1) 反社会的勢力の排除に向け、「反社会的勢力対応規則」を定め 統括責任者を専務取締役とし、総務・人事部を対応部署と位置付け、取引に関しましても総務・人事部において、定期的にweb検索機能等を利用し、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力との一切の関係遮断に努めております。
- (2) 組織対応としましては、取締役経営企画室室長を長とするコンプライアンス委員会が、反社会的勢力との関係排除に関し、厳しく指導しております。
- (3) 外部専門機関との連携としまして、当社顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な対応をとる体制を築いております。万一問題が生じた場合には弁護士と相談し、民事と刑事の適切な法的対応を取ることにしております。
- (4) 資金提供に関しましては、代表取締役社長小口英器が固く禁じております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
